

## 府中市剪定枝破砕機貸出要綱

平成29年5月23日

府中市要綱第70号

### (目的)

第1条 この要綱は、市民に対し、剪定枝破砕機（以下「破砕機」という。）を貸し出すことにより、剪定枝の有効利用を促進し、もって剪定枝の自己循環によるごみ減量の推進及びその資源化の促進を目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「剪定枝破砕機」とは、剪定した枝木を機械的に破砕する機器をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱による破砕機の貸出しの対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 市内の自治会又は町会
- (3) 集合住宅等の管理組合
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

### (貸出しの期間)

第4条 破砕機を貸し出す期間（以下「貸出期間」という。）は、10日を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

### (申込み)

第5条 破砕機の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書により市長に申込みをしなければならない。この場合において、申込みは、運転免許証、健康保険証その他の申込者本人であることを証明する書類を提示して行うものとする。

### (承諾)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込者が対象者であるか否かを審査し、対象者であると認める場合は、破砕機の貸出しを承諾するものとする。

2 前項の規定による承諾は、貸出期間を定めて行うものとする。この場合において、貸出期間の初日の決定は、申込みの順序による。

3 市長は、第1項の規定による承諾をしたときは、当該申込者に対し、前項に規定する貸出期間を記載した貸出票を交付するものとする。

(破碎機の引渡し)

第7条 市長は、前条第3項の規定による貸出票の交付を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、貸出期間の初日以降に、市の窓口において破碎機を引き渡すものとする。

(遵守事項)

第8条 破碎機の運搬及び使用に係る費用は、使用者がこれを負担するものとする。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 破碎機を剪定枝処理以外の用途に使用しないこと。
- (2) 破碎機の形状を変更し、又は改造をしないこと。
- (3) 破碎機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 破碎処理をした剪定枝は、使用者の管理する敷地内で土壌改良材、堆肥等として有効活用し、市の実施するごみ収集には出さないこと。
- (5) 事故、騒音、剪定枝の散乱を防止し、周辺住民に配慮して使用すること。
- (6) 破碎機に異常が認められた場合は、直ちに使用を中止し、速やかに市長に報告すること。
- (7) 破碎機を営利目的に使用しないこと。

(破碎機の返却)

第9条 使用者は、市長に対し、貸出期間が終了する日までに、市の窓口において破碎機を返却しなければならない。

2 使用者は、破碎機を返却しようとするときは、引渡しのとときと同等の状態にしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により同等の状態で破碎機を返却することが困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(報告書の提出)

第10条 使用者は、前条の規定により破碎機を返却するときは、破碎機の使用状況等に関する報告書を提出しなければならない。

(承諾の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、貸出しの承諾を取り消し、破碎機を返却させることができる。

- (1) 使用者が、偽りその他不正の手段により貸出しの承諾を受けたとき。
- (2) 使用者が、第8条第2項に規定する事項に違反したとき。
- (3) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害の報告及び賠償)

第12条 破砕機を損傷し、又は滅失した使用者は、遅滞なくその旨を市長に報告し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 使用者による破砕機の使用等において、市の責めによらない理由により発生した使用者又は第三者の損害について、市はその賠償の責めを負わない。

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。